

Bangladesh ICT技術者雇用促進補助金交付要綱

制定 平成29年7月3日

改正 平成30年8月1日

改正 令和元年7月1日

改正 令和4年7月1日

改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 Bangladesh ICT技術者雇用促進補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本市に立地する企業が、外国人 ICT技術者人材育成プログラム（以下「B-JET」という）の Basic Course 及び Advanced Course を修了した Bangladesh ICT技術者を雇用する場合に要する経費の一部を補助することにより、市内の企業の人材確保を支援し、市内企業の事業拡大や新たな事業の展開を促進し、地元経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) B-JET 国立大学法人宮崎大学と Bangladesh の North South University が連携して実施する日本での就職を目的とした Bangladesh ICT技術者向け履修証明プログラム
- (2) Bangladesh ICT技術者 B-JETの Basic Course 及び Advanced Course を修了した ICT技術者
- (3) 人材紹介会社 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者をいう。
- (4) 人材紹介手数料 補助対象事業者が Bangladesh ICT技術者の雇用に際し、人材紹介会社に対して支払う手数料のうち、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。）別表に規定する受付手数料及び紹介手数料、又は法第32条の3第1項第2号に規定する手数料をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付の申請時点において、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎市企業立地の促進等に関する条例（令和3年条例第55号）に基づく指定事業者

- (2) 宮崎市まちなか商業業務集積推進事業（情報サービス事業者等助成金）実施要綱（平成30年4月伺定）に基づく指定事業者
- (3) 本市において3年以上の事業実績を有する事業者のうち、市長が適当と認める者

（補助対象雇用者）

第5条 この要綱による補助対象雇用者は、新たに雇用する常用労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として同法第9条第1項の確認を受けたバンングラデシュICT技術者であって、本市の区域内での雇用期間が1年を超える者又はその雇用期間が1年を超えると見込まれる者（雇用前に本市の区域内で同種の業務に従事していた者を除く。））とする。

（補助金の額）

- 第6条 人材紹介会社を利用し、補助対象雇用者を雇用した補助対象事業者に対し、1人当たり67万5千円を上限とし、人材紹介手数料の2分の1に相当する額を補助金として交付する。
- 2 前項の規定により算定した金額に、1,000円未満の金額が発生した場合には、これを切り捨てる。
 - 3 第1項の人材紹介手数料には、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、同一の年度における補助金は、同一の補助対象事業者につき、補助対象者5人を限度とする。

（補助金の申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）により、補助対象雇用者を雇用した日（雇用した日から一定期間の試用期間を設ける場合にあっては、当該試用期間が終了した日）から1年を経過する日の属する年度の末日までに、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- ア 補助対象事業者の履歴事項全部証明書（法務局発行）の写し
- イ 補助対象事業者の企業概要がわかる書類（パンフレット等）
- ウ 求人の申込みをしたことを証する書類（契約書、求人申込書等の写し）
- エ 雇用保険被保険者等確認通知書の写し
- オ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- カ 人材紹介会社から発行された補助対象雇用者の業務経歴書
- キ 補助対象雇用者がB-JET Advanced Courseを修了したことを証する書類
- ク 補助対象雇用者が国内で就労可能な在留資格を有することが確認できる書類
- ケ 人材紹介手数料に係る請求書の写し
- コ 人材紹介手数料を支払ったことが確認できる書類
- サ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び確定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告を受けた場合は、それらの内

容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、補助金交付決定書兼確定通知書（様式第2号）により、決定及び確定通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、規則第10条の規定により確定した額を、補助対象事業者が補助金請求書（様式第3号）により請求し、交付するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成31年4月1日以後に補助対象雇用者を雇用した補助対象事業者に対して適用する。同日前に補助対象雇用者を雇用した補助対象事業者に対しては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年7月1日前に補助対象雇用者を雇用した補助対象事業者に対しては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。